

# 諸外国の個人情報保護に対する懸念及びその対策

国 (番号)	個人情報保護に関する主な懸念	主な対策等
アメリカ (社会保障番号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民間利用の制限がない社会保障番号を用いた一般人の成りすましによるクレジットカードの作成及び悪用などの犯罪に容易に遭うのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 他人の社会保障番号等のIDの不正取得・不正利用を刑罰の対象化(Identity Theft and Assumption Deterrence Act of 1998)。</li> <li>○ 州が発行する運転免許証及び身分証明証に関するセキュリティ基準を設定し、発行の際には、州政府は提示された社会保障番号を社会保障庁に照会することの義務付け(The Real ID Act of 2005)。</li> </ul>
ドイツ (納税者番号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般個人・企業などから違法にデータ収集され、個人情報が売買されるのではないか。</li> <li>○ 納税者番号の不正利用による損害を防ぐことは難しいのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第三者機関「(連邦・州)データ保護監察官」による監督</li> <li>○ 納税者番号の利用を法律上、税務分野に限定</li> <li>○ 法律違反等に対する罰則</li> </ul>
スウェーデン (個人番号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民間利用の制限がない個人番号によって銀行口座番号、通信販売会社の顧客番号などの記録が見られ、自己の預金が詐取されるなどの被害がでるのではないか。</li> <li>○ 他人の共通番号を利用した成りすまし犯罪が頻発するのではないか。</li> <li>○ 情報の集中管理システムは危険ではないのか。</li> <li>○ 第三者通報(密告)制度への嫌悪があるのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第三者機関「データ検査院」の設置</li> <li>○ 法律違反等に対する罰則</li> </ul>